

概要版

# 第九次 草加市高年者プラン

第9期草加市介護保険事業計画

第10期草加市高年者福祉計画

<令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)>



令和6年(2024年)3月



## ■ 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は創設から20年以上が経過し、高年者やその親族のみならず、地域社会の暮らしを支える上で必要不可欠な制度として定着、発展してきています。

一方、わが国の総人口が減少局面に入っている中、高年者人口は今後も増加し、高齢化が進行していく見込みです。令和7年(2025年)にはいわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上となり、令和22年(2040年)には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。これにより、介護を必要とする高年者が今後さらに増加し、介護給付費の上昇や介護人材の不足等がより深刻となります。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を高めながら、高年者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことを可能とするために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組の指針として、新たに第九次草加市高年者プランを策定します。



受け皿	本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎
植木鉢	生活の基盤となる住まいと住まい方
土	介護予防や生活支援
葉	専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域や住まいにおいて、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

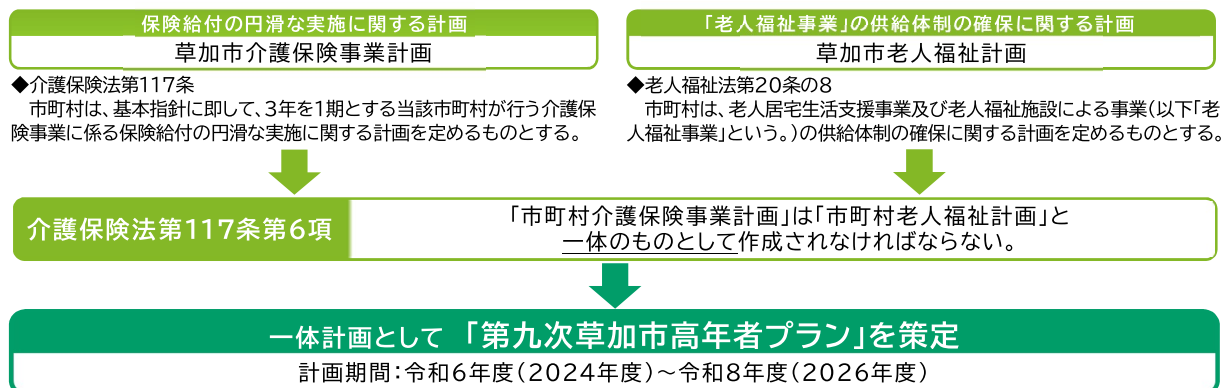
地域包括ケアシステムは左の植木鉢の図で表されており、地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら、一体的に提供されるものです。

介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた「土」となり、「葉」として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

## ■ 高年者プランとは

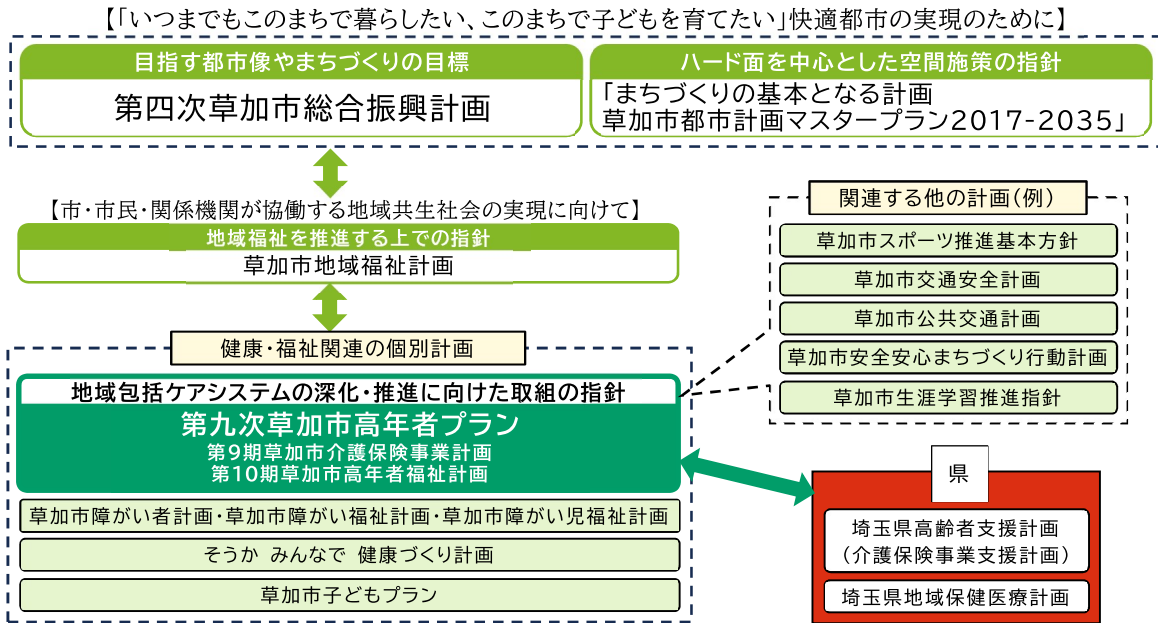
### (1) 法令等の根拠

第九次高年者プランは、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画を一体的に策定するものです。



## (2) 計画の位置付け

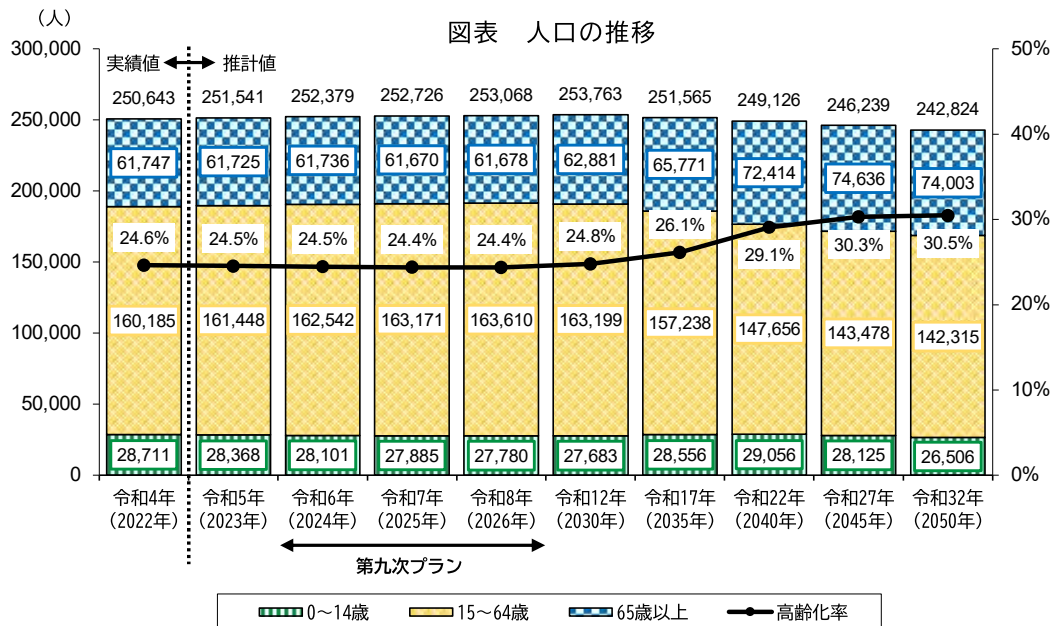
第九次高年者プランは、「第四次草加市総合振興計画」の実現を目指して策定する個別計画として位置付けられます。また、草加市地域福祉計画等の本市の高年者施策の推進に関連する他の計画や埼玉県高齢者支援計画との整合を図っています。



## ■ 本市の高年者を取り巻く現状

### (1) 総人口と高齢化率

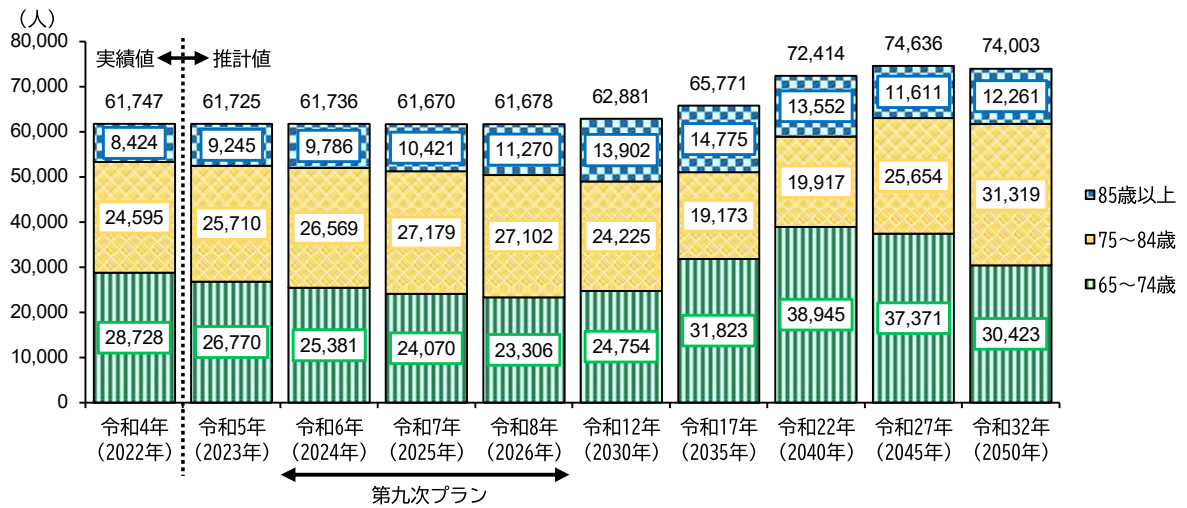
- ◆本市の総人口  
253,763人(2030年)をピークにそれ以降は減少する見込み
- ◆高年者人口  
61,747人(2022年)→62,881人(2030年)→72,414人(2040年)
- ◆高齢化率  
2030年まで24%台で推移し、2040年には29%に達する見込み



## (2) 高年者人口の推移

◆2025年に団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となるため、65～74歳人口と85歳以上人口が増加する見込みです。

65～74歳人口	28,728人(2022年)→38,945人(2040年)
75～84歳人口	24,595人(2022年)→19,917人(2040年)
85歳以上人口	8,424人(2022年)→13,552人(2040年)

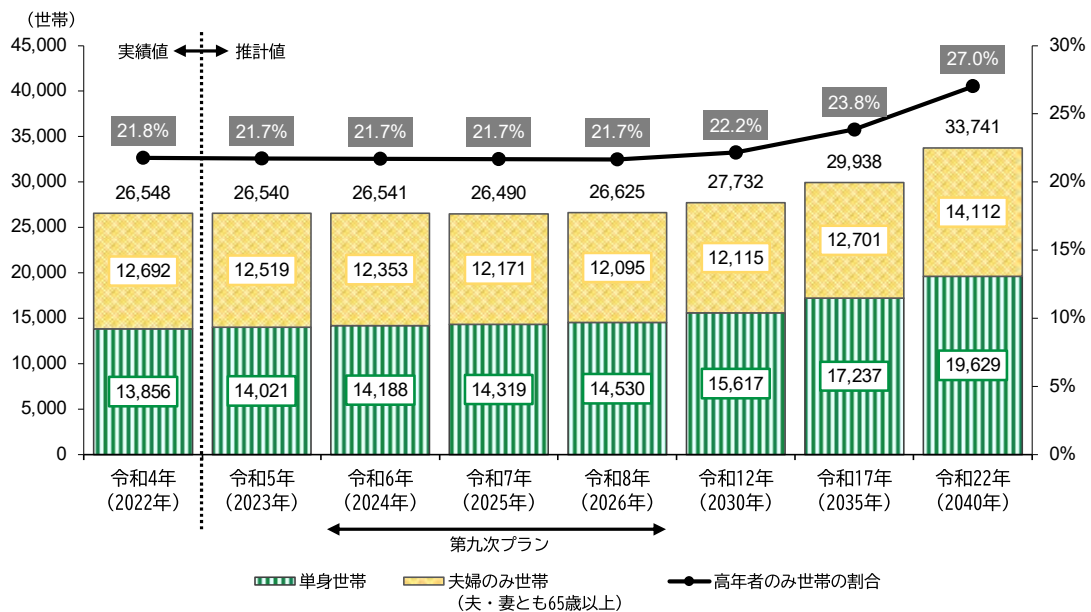


資料: 総合政策部総合政策課「草加市将来人口推計(1歳階級別)」(令和4年4月作成)

## (3) 高年者のみ世帯の推移

◆この20年間で4倍以上増加しており、2040年には33,741世帯まで増加する見込み

図表 高年者のみ世帯の推移

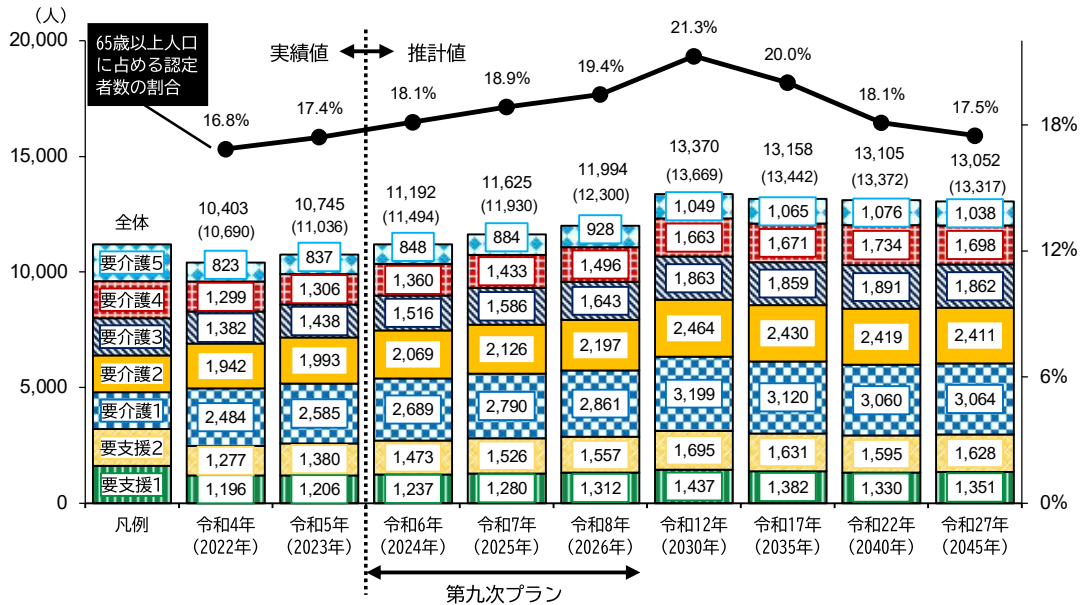


資料: 「草加市の将来世帯推計」(令和4年8月作成)

#### (4) 要介護認定者数の推移

◆65歳以上の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2030年に13,370人(21.3%)と最大になることが見込まれています。その後は、85歳以上人口の減少に伴い、認定率が低下傾向にありますが、認定者数は2022年時点よりも2,000人以上増加する見込みです。

10,403人(2022年)→13,370人(2030年)→13,105人(2040年)



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値(令和6年1月推計値)

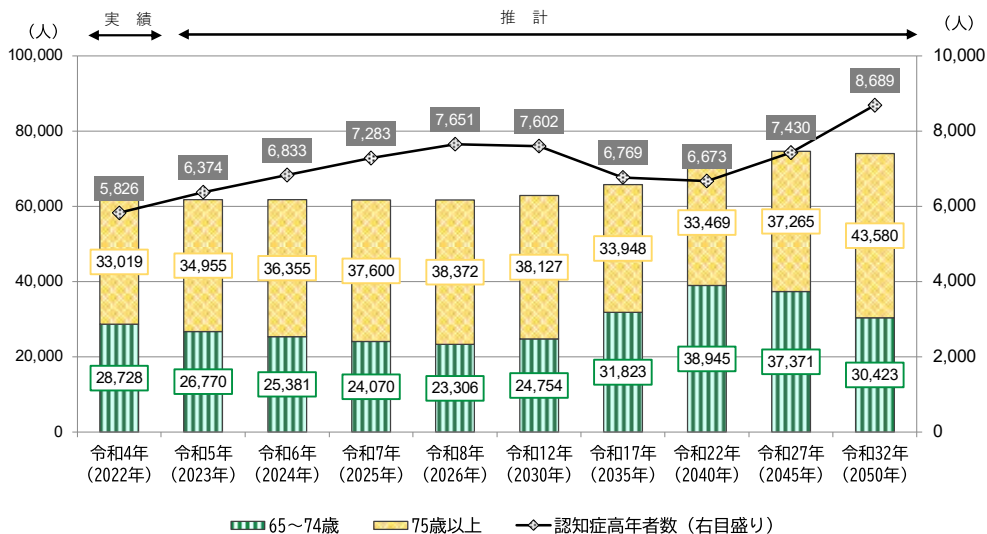
注：第1号被保険者のみの人数。「全体」の( )内は第2号被保険者を含んだ人数。

#### (5) 認知症高齢者数の推移

◆認知症高齢者数は後期高齢者人口に比例し、計画最終年の令和8年(2026年)には高齢者人口の12.4%に達する見込みです。

5,826人(2022年)→6,673人(2040年)

図表 認知症高齢者数の推移



※高齢者推計人口に平均発症率を乗じて算出

(推計年度の前年度の後期高齢者数に占める認知症高齢者数の割合に、過去3年間の当該割合の変動値の2分の1を加えたものを推計年度の出現率として、各年度の後期高齢者人口推計値に出現率を乗じたものを認知症高齢者数とする)

## ■ 本市の現状から見えてくる課題(重点課題)

### (1) 高年者の状況と介護保険サービス

令和22年(2040年)には高年者人口の急増を迎え、計画期間中となる令和8年(2026年)までは後期高齢者人口の割合が増加、その後は前期高齢者人口割合の急増が見込まれており、高齢化率の上昇を伴いながら生産年齢人口が急減するものと考えられます。また、65歳以上の人口に占める要支援・要介護認定者の割合は令和5年(2023年)には17.4%となっており、令和12年(2030年)にかけて上昇する見込みとなっています。また、令和5年(2023年)の日常生活に支障を来すような症状や行動が見られる日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高年者数は、高年者人口の約10.3%となっており、この割合も今後上昇すると推計されています。

### (2) 今後重点的に取り組むべき課題

また、国は令和3年度(2021年度)に自治体における点検の考え方とそのための方針、参考となる指標等を整理した「点検ツール」を取りまとめました。令和4年度(2022年度)には全国11か所の自治体で実証を行い、「地域包括ケアシステムの構築状況の点検ツール」として公開、各自治体での使用を推奨しています。

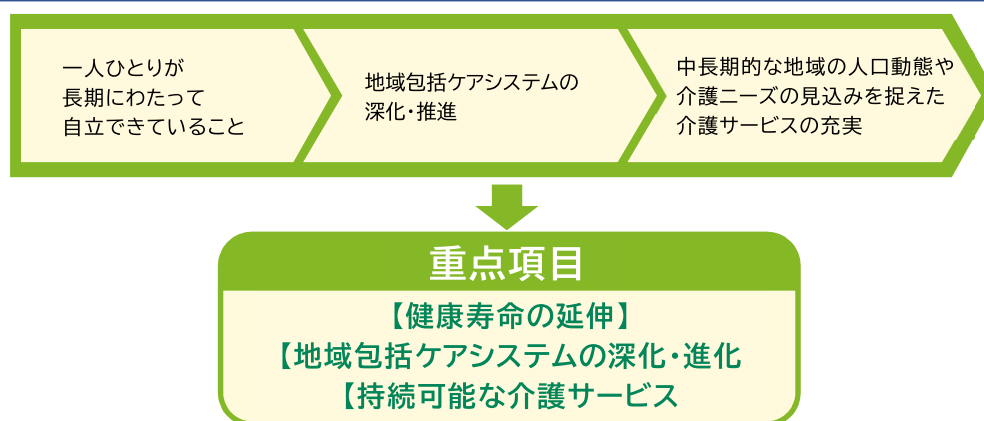
本市でも、第八次高年者プランの事業実績や「点検ツール」を活用した考察等を基に、重点的に取り組むべき課題を点検しました。

国の点検ツール —点検結果(課題)—	
社会参加 介護予防	令和22年(2040年)を見据え健康寿命の延伸に向けた更なる事業展開が必要 ◆生活支援体制整備事業による地域場のづくりや生活支援の創設 ◆地域活動を支える担い手の養成やボランティア活動の支援 ◆地域資源情報の周知 ◆住民主体の介護予防活動の普及・促進・担い手養成が必要 ◆介護予防意識の普及啓発に向けた保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
共生社会 づくり	地域包括支援センター強化と認知症の予防・共生の推進が必要 ◆地域包括支援センターのマネジメント力強化・支援 ◆相談体制の充実に向けた重層的支援体制整備事業による各機関の更なる連携 ◆認知症に関する意識啓発と検診事業の周知 ◆認知症予防教室の新たな取組 ◆各地域で自主的にオレンジカフェを開催できるような支援 ◆認知症サポーター受講者を支援活動につなぐ仕組み「チームオレンジ」の構築
多職種連携 リハビリ テーション	在宅医療・介護連携推進協議会の各事業の更なる周知と利活用が必要 ◆入退院支援ルールと草加市版介護予防手帳の周知と利活用 ◆多職種の連携強化 ◆各地域における自主的な介護予防活動の推進と専門職との連携 ◆関係機関等と協議・連携したリハビリテーション体制の検討
住まい・移動	関係部局との連携を深め、中長期的に対応・対策について検討が必要 ◆経済的・身体的な状況変化が生じた高年者が安心して暮らせる住まいの情報を提供する取組の検討 ◆高年者の在宅生活維持に向けた公共交通ネットワーク構築の検討
サービス整備	地域密着型サービスの整備を図るとともに生活支援の取組の推進が必要 ◆地域の実態に応じた要介護者のための施設整備 ◆介護人材の確保に向けた介護報酬の改定や地域区分の見直しの検討 ◆円滑な介護保険事業の運営に向けた業務の効率化の検討 ◆総合事業における多様な主体によるサービス提供の推進 ◆生活支援体制整備事業を通じた集いの場や生活支援サービス創設支援

## ◎ 基本方針を設定する際の基本的な考え方 ◎

◆高年者が介護を必要とするまでの期間を可能な限り長くし、一人ひとりが長期にわたって自立できていること「健康寿命の延伸」が最も重要と言えます。そのためには、本市に適した地域包括ケアシステムを深化・推進することで、高年者が住み慣れた地域での健康づくりや介護予防などの取組のほか、適切なサービスを包括的に受けられるような体制づくりを推進する必要があります。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを捉え、介護サービスを支える人材の確保や定着などをはじめとした「持続可能な介護サービス」の運営に向けた取組が必要となります。



## ■ 計画の体系



## ◆ 基本理念

すべての人が支え合い  
住み慣れた地域でいつまでも  
自分らしく暮らせるまち

第九次高年者プランでは、第八次高年者プランに引き続き、地域包括ケアシステムを推進します。

また、上位計画である総合振興計画の理念「快適都市」、地域福祉計画の「お互いを認めあい、一人ひとりの自立を支えあいながら暮らしつづけるまち」の実現に向けて、高年者をはじめとしたすべての住民や資源が協働し、支え合うことで、いつまでも住み慣れた地域で人格と個性を尊重しながら、自分らしい生活を送り続けることができるまちを目指します。

## ◆ 基本方針及び基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、基本方針とその具体的方向性を示すための基本目標を以下のとおり設定します。

### 【健康寿命の延伸】

高齢になっても住み慣れた地域で暮らしを営むためには、介護を必要とするまでの期間を長くすることが大切です。高年者が介護を必要としない期間「健康寿命」を延ばし、仮に介護が必要となった場合でも、早期の対処によって重度化を防ぐことが、今後の高年者施策で重要となります。

### 基本方針1 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進

高年者が健康的な生活を維持できるよう、自身で健康づくりに取り組むことができる環境の整備や、健康づくりの活動を推進するとともに、介護が必要な状態にならないよう、地域の様々な団体・グループ等と連携して、地域住民と共に介護予防活動の推進を図ります。

また、高年者のフレイル予防や疾病の重症化防止の取組を保健事業と一体的に実施します。

#### 【基本目標】

- (1) 介護予防・健康づくりの推進
- (2) 保健事業と介護予防の一体的な取組



## 基本方針2 高年者の社会参加と生きがいの促進

高年者が常日頃から充実した生きがいのある生活を送れるよう、就業環境の整備、就業機会を確保するとともに、福祉の担い手としてボランティア活動や地域福祉活動への参加に向けて、シルバー人材センターや社会福祉協議会と連携して環境づくりに努めます。また、生活支援体制整備事業を通じた通いの場の充実、地域社会への参加、学習・余暇活動による社会参加機会を拡充し、生きがいに努めます。

### 【基本目標】

- (1)社会参加の促進
- (2)地域交流・生きがいの促進

## 基本方針3 認知症施策の総合的な推進

高齢化や長寿命化により、今後、認知症になる高年者の更なる増加が見込まれます。認知症発症予防や認知症の早期発見・治療につなげる取組や、認知症について正しい知識を普及啓発し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができる地域づくりなど、予防と共生を柱とした認知症施策を総合的に推進します。

### 【基本目標】

- (1)認知症予防及び普及啓発と地域づくり
- (2)認知症の早期発見・早期対応

## 【地域包括ケアシステムの深化・推進】

高年者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、一人ひとりの状態やニーズに応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むことが必要です。

## 基本方針4 地域における支援体制の確立

高年者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護・保険・医療・福祉等の支援や、日常を支える仕組みづくり、高年者の身体機能の低下等に配慮した都市環境や住宅の安全性や快適性の確保・向上、災害時の支援体制を整備します。

### 【基本目標】

- (1)地域支援協力体制の整備
- (2)高年者の安心安全な住環境等の整備
- (3)自立支援と介護予防体制の整備
- (4)在宅医療・介護連携の推進

## 基本方針5 相談支援・権利擁護体制の整備

介護が必要な高齢者と、家族をはじめとする周囲の人たちの相談機会の拡充や情報提供の充実を行うとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業において関係機関の更なる連携を目指します。また、高齢者の人権が守られるよう、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の早期発見や予防等、権利擁護に関する意識啓発に努めます。

### 【基本目標】

- (1)相談支援体制の整備
- (2)権利擁護体制の整備

## 【持続可能な介護サービス】

本計画期間中に、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となり、介護保険サービスの利用がより拡大することが予測されます。今後もすべての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険制度が持続可能である必要があります。そのためには、地域の実情に応じた介護サービスが過不足なく適切に提供されること、介護事業者が安定的に事業を継続でき、働く人の定着が必要です。また、自宅で暮らす高齢者を支える家族等の支援も重要です。

## 基本方針6 地域の実情に応じた介護サービスの推進

高齢者の状態に応じた介護サービスが計画的に提供されるよう、適切に運用できる体制を整備するとともに、介護保険制度が今後も持続的に維持できるよう、介護保険サービスの適正・円滑な運営に努めます。また、介護を必要とする人のニーズに合致するよう、サービスの提供内容や提供体制を整えるほか、家族介護者の精神的・身体的・経済的な負担を軽減する取組を行います。

### 【基本目標】

- (1)介護保険制度の適正・円滑な運営
- (2)地域の実情に応じた介護サービスの提供
- (3)在宅介護サービスの充実

## 基本方針7 介護現場の人材確保及び介護者・被保険者支援の推進

介護現場や地域福祉の人手不足等を解消するため、業務の効率化や、人材の確保・育成に努めるとともに、介護保険被保険者が経済的理由で利用抑制がされないよう、経済的支援を実施します。また、地域で暮らす高齢者を支える家族等の介護者を支援する事業を推進します。

### 【基本目標】

- (1)介護現場の人材確保
- (2)被保険者への経済的支援
- (3)介護者の支援

## ◆ 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針

第九次高年者プラン期間中の広域型施設と地域密着型サービスの整備について、サービスを必要とする高年者のニーズや介護保険財政への影響等を踏まえ、次のとおり推進します。

### (1) 広域型施設の整備

第八次高年者プラン計画期間において広域型特養の整備が行われていたことや、近隣市における整備が進んでいることから、第九次高年者プランでは広域型の施設整備を計画せず、在宅生活を支えるための地域密着型サービス等の整備を図ります。

サービス名		令和5年度 (2023年度) 末時点	第9期 期間 整備数	令和6年度 (2024年度) 整備	令和7年度 (2025年度) 整備	令和8年度 (2026年度) 整備	令和8年度 (2026年度) 末時点
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業所数	7 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	定員	768 人	0 人	0 人	0 人	0 人	768 人
介護老人保健施設	事業所数	3 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所
	定員	344 人	0 人	0 人	0 人	0 人	344 人
介護医療院	事業所数	/	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	定員	/	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定施設入居者 生活介護	事業所数	20 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	20 か所
	定員	1,418 人	0 人	0 人	人	0 人	1,418 人

### (2) 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスの整備に当たっては、居宅サービスや施設サービスの利用状況や、事業者の参入意向を踏まえ、圏域ごとのバランスを考慮しながら次のとおり地域密着型サービスの整備を推進します。

サービス名		令和5年度 (2023年度) 末時点	第9期 期間 整備数	令和6年度 (2024年度) 整備	令和7年度 (2025年度) 整備	令和8年度 (2026年度) 整備	令和8年度 (2026年度) 末時点
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	2 か所	1 か所	0 か所	1 か所
認知症対応型共同生活 介護	事業所数	15 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所	16 か所
	定員	261 人	18 人	0 人	18 人	0 人	279 人
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数	2 か所	2 か所	※1 か所	1 か所	0 か所	4 か所
	定員	58 人	58 人	※29 人	29 人	0 人	116 人
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	事業所数	3 か所	1 か所	0 か所	0 か所	1 か所	4 か所
	定員	87 人	29 人	0 人	0 人	29 人	116 人

※看護小規模多機能型居宅介護の令和6年度(2024年度)整備は第八次高年者プラン整備分のため、第九次高年者プランでは募集等はいりません。

(注)看護小規模多機能型居宅介護において応募がなかった場合、小規模多機能型居宅介護での公募・選定を行うものとする。

## ◆ 第九次プランにおける保険料段階の設定

### 【第1号被保険者の所得段階別保険料額】

所得段階 保険料率	対象者	保険料 (年額)
第1段階 ×0.455※	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計額が80万円以下の人	32,650円
第2段階 ×0.62※	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計額が80万円超120万円以下の人	44,490円
第3段階 ×0.69※	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が120万円超の人	49,510円
第4段階 ×0.87	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円以下の人(世帯に住民税課税者がいる)	62,430円
第5段階 ×1.00 (基準額)	・本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が80万円超の人(世帯に住民税課税者がいる)	71,760円
第6段階 ×1.20	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	86,110円
第7段階 ×1.30	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	93,280円
第8段階 ×1.50	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	107,640円
第9段階 ×1.70	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	121,990円
第10段階 ×1.90	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	136,340円
第11段階 ×2.10	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	150,690円
第12段階 ×2.30	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	165,040円
第13段階 ×2.40	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	172,220円

※ 第1段階から第3段階までについては、公費による軽減措置が図られることにより、第1段階は保険料率0.285、保険料(年額)20,450円、第2段階は保険料率0.42、保険料(年額)30,130円、第3段階は保険料率0.685、保険料(年額)49,150円となります。

※ 第1段階から第5段階については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定します。

### 第九次草加市高年者プラン(概要版)

編集 草加市役所 健康福祉部 長寿支援課・介護保険課  
電話 048(922)0151(代表)